



# 館報

6月は貯蓄増強特別運動月間です

- ボーナスなどの臨時収入はひとまず貯蓄しましょう。
- 上がる物価を貯蓄で抑えましょう。
- 貯蓄であかるい明日を築きましょう。
- プレツシユマンは貯蓄でスタートしましょう。

熊 町  
福島県貯蓄推進委員会



## 生産えの息吹き

若葉と共に、野も山も生産えの息吹きに躍動する。世界農業の転換が叫ばれ、減反が訴えられる。ともあれ、米は国民の主食なのだ。今後の方向は国の、世界の計画生産であり、現在大切なことは土地基盤の整備であり、機械力によるコストダウンであろう。写真 5.9 鈴内地区にて

## 一ツの提言

科学と技術の極度の進歩と発達に資本主義経済にせよ社会主義経済の途を歩むにせよ、いずれなんらかの形態による計画経済の方向をたどらざるを得ない。

米が私達の主食であることに間違いはない、しかし無為無策に米作の上にあぐらをかく時代は過ぎようとしている。私達にとって現在大事なことは、今後を見通したキメのこまかな産業開発であり地域開発と考えられる。

1、基幹産業の再検討  
生産のコストダウンと、品質の改良向上を目標として町内の主幹作物―米作、果樹、養蚕、たばこ、畜産等についてあらためて徹底した総合研究と基盤整備を進めること。このために、町当局と各産業団体とによる部門別研究部を設ける。

2、地域の特性を活用する全面的生産地域の構成。  
地域の持つ地理的、気象的特質と社会委ほつに伴う精神的趣味的変移を研究洞察して、地域を網羅する産業化と観光化を図る。

即ち、山間部には、ワサビ、タラポ、シドケ、山牛蒡等山菜類の計画栽培。台地部には梅、柿、スモモ等の植付け丘陵地帯を利用する盆栽、花奔等。河沼地帯を利用する、しじみ、どじょう、かじか、その他の内水魚等。

3、農工一体化について、  
将来計画生産に移行を予想される基幹産業と時代の進歩に基づき自己計画産業とを包み込んだ特殊生産地域化を図るこのための研究推進部を設定する。

4、調査統計と流通打開。  
平及び東京地帯の青果物の需給状況と人間嗜好の変移に対する統計的な調査と流通機構の貫通に力をそそぐべきであると考える。

5、青年層の活力動員  
青少年こそ、一九七〇年代を切り拓き地域の革命的開発を推し進める原動力である。

私は地域と祖国日本の青少年に期待し、信頼してよまない徒らに安易な貧取りにはかり走っていたのでは、若年者化して盆栽のような人間になってしまい、画期的な地域振興は期し得ないであろう。

今こそ、スクスクと伸びる青少年層の活力を地域開発の第一線に動員すべきであろう。  
吉田農夫雄

写真でみる

大熊町の展望

面としてとらえる

人をつめる前に自分を見つめよ。という言葉がある。口を開けば双葉町を讃し、富岡町をたたえる人もあるようだ。双葉に住む人、富岡町にすむ人は反対に大熊町の躍進ぶりに目をみはる。正直に考えれば、六号国道と鉄道とが近すぎて貫通する双葉町、富岡町の発展は、猫額

大の点にすぎない。

双葉郡内の躍進を考える場合、鉄道と六号国道とに間隔を持つ大熊町と、浪江町に目をそそぐべきではなからうか。この躍進の姿こそ、点ではなく面としての姿りようである。私達は今や自分の郷土の躍進ぶりにほこりと自信をもちつゝ、着々と建設の歩を進めなければならぬと思つ。

以下62号の「地域発展の基礎をさぐる。」に引きついで、躍進する郷土の姿を写真でとらえながら今後発展の資料とすることとした。

写真左 舗装が完了した大川原上平地区県道

上平一帯の舗装は完了して南は富岡境に、北は大川原川を越して高田公園に向つて工事がすすめられつつある。

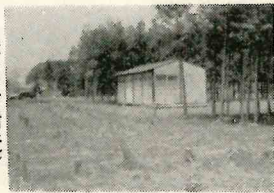
=大野駅東聖太子の丘上より眼下一帯を展望する= 東電団地、熊川用水事務所、エシカ電子、果樹地帯から東方六号国道三角屋一帯に拡がる力強い拡大をみる 45年4月



野上4区地区の舗装道

山神前—駅前県道

山神前—駅前道上、野上四区地区一部の舗装はすでに終り目下駅前鈴内団地から秋元商店に向つて工事が進められている。野上地区農業土地基礎の整備が始まると共に、山神前—駅前の工事が始る予定。



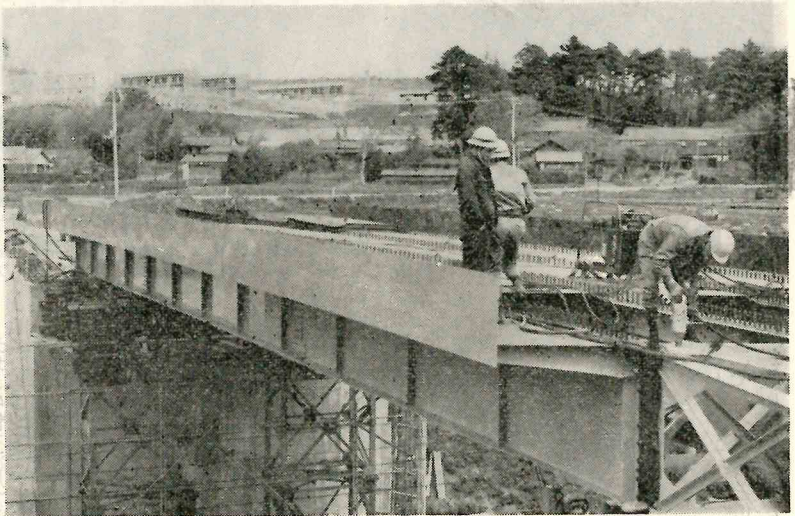
年貢道(都市計画事業道) 樹木の伐採された路幅と正面家は工事小屋

年貢道 路

年貢道路のうち役場東から大甲前を西へ向う地区は拡張の土地売却その他の準備を終了して工事が始まる。

三角屋—小良浜道

三角屋—熊中の間は拡張工事が終り舗装が始められようとしている。熊川諏訪神社一帯の拡張工事もすでに完了した。

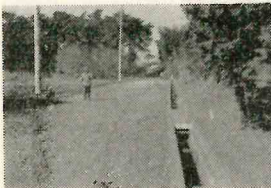


完成間近い大野駅—東電道鉄道袴線橋

写真右

町水道の普及についてお願い

皆さんの御協力により町水道の加入者も所期の目標一、二〇〇戸達成にあと一息と云うところまで漕ぎつけました。夫沢農免農道の工事や不測の停電等によりこれまで再々断水白水等の御迷惑をおかけして来たことをお詫び申し上げますと同時に今後極力断水を防止する為最善の努力をいたしますので御利用の皆様御理解と御協力をお願い致しますと共に未加入者の加入促進を押し進めて参りますので雑菌大腸菌等の沢山混っている不衛生な井戸水や湧き水の御使用は一時も早くやめられて安心して使える町水道の御利用をされますようお願いいたします



舗装を待つ熊町中学校前—一帯



写真上 熊川諏訪神社一帯の拡張工事

写真下 小入野より熊中に至る一帯の拡張工事



写真下 山神前一駅前道に 鈴内団地より工事に至る舗装



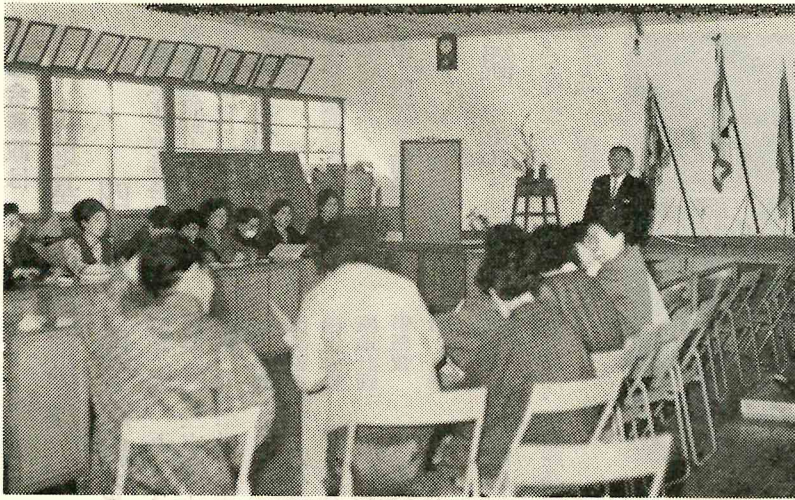
### 婦人学級開講

#### 第四次 八年目の文部省委嘱

4月30日開講した。4たび文部省の委嘱をうけ八年目となる。この間二年の県実験学級期間を入れると連続一〇年文字通り県内各町学級である。今年度は30—50才台の婦人を対象に、「生活設計—中期の生活全般のストレス解消」を学習の主眼とする。

新学級役員次の通り。

- ▼学級長 木幡ササ
- ▼副学級長 木村泰子
- ▼書記 松永久子
- ▼書記 堀川千恵子
- ▼会 計 武田栄子
- 高田チエ子
- 根本ハツノ 泉田澄子 陶氏
- を講師補佐に委嘱した。



婦人学級開講式

4・30



### スパーク球団 恒例の植樹祭

スパーク球団(団長常盤利昭)は大野駅前美化運動として44年4月11日に駅東大野公園に桜の苗木二十本を植樹したが今年度も4月16日に紅、白のつじ三十本を植樹し早速満開の花をめで、20日には花のもとで駅前4区の老人クラブが行われた。来年度は台北側にモミヂを植えるという。

写真はスパーク球団総員二十五名  
全員参加で植えたツツジの木



### 青年学級 文部省補助対象学級 学習時間年間300時間

地域後継者育成を主とする大熊町青年学級は、4月28日開講された。

新役員次の通り

- ▶学級長=小 泉 伸 一
- ▶副学級長=松本光晴・渡辺シズ子
- ▶書記=吉岡孝雄・坂上 昭子
- ▶会 計=新妻 茂・横山 節子
- ▶コース長男=愛場誠・女=田口久美子
- ▶広報委員長=佐々木勝男
- ▶生活委員長=鈴木 勝男
- ▶レク委員長=門馬一彦
- ▶社会奉仕委員長=伊東美代子

(写真上は学級生プログラム作製委員会)



熊川キャンプ場作り(青年学級)  
情操教育の一環として、奉仕活動に乗り出した大熊町青年学級は4月13日、熊川海岸に一大キャンプ場をつくるため半谷重一氏の土地二〇アールを借りて草地球場を行った。  
一方大入口に小泉渡氏の土地を借用して、野菜類の試験場及び花卉類の作付を実施した。  
(写真右は熊川河口の草地化作業)

総合農政は

土地基盤の整備から 四十四年度工事終る

昨年秋より熊地区三工区圃場整備を熊町土地改良区において実施いたしておりましたがこの程全工事を完了いたしました。

整地	二八、五ヘクタール
道路	三、三六八メートル
水路	九、二二四メートル
事業費	
区画整理	二、四八五万円
確定測量	三九万円
換地計画	四五万円
事務費	二〇八万円
合計	二、七七七万円

観光行 三ツ森の桜

三ツ森山は古くから紫雲たなびく地方の麗峰として讃仰されて来た。標高四九四、三



三森の桜 写真左は読売新聞社右はNHK記者 中央は山谷の桜を愛でる若人の群れ

阿武隈山系一帯の山地、三ツ森、東松、小松倉附近は元禄年間その所屬をめぐって相馬藩と三春藩との間に三春論山事件をおこしたのを始め山の所有をめぐる論争が絶えず山によって恩恵を受けた住民は、反面山によって貧困な生活余義なくされて来た。

昭和三十五年三ツ森山一帯六八ヘクタールが大熊町の所有に帰する様になって、永く山地の争論を封じ、山と海を極として熊川流域の地に拓けた大熊の地が、今後平和のうちに発展する様にこの町民の祈りを込めて昭和三十七年頃より桜及び梅の植樹をはじめ

現在桜一万三千、梅四五〇本に達し、幽すい山谷に芳香を放つに至った。鶯の声にむかえられて山頂に登れば、北方遙かに金華山のぞみ、南方広野五社山より遙かにいわき七浜方面をふかんとする事が出来る。

奥の千本の谷地は昭和戊辰の役、明治元年旧七月二十八日の熊駅関門一帯の戦斗、同二十九日野上山神前附近の戦斗をさけて地方民の逃避したところであり、山谷に散乱する鉄滓は藩政時代製鉄のあとである。

大野駅西方五料、福交バス小塚停留所下車、徒歩七分。

米の生産調整

順調に進む

大熊町内の米の生産調整は皆さんの御協力のおかげで六八ヘクタール(100%)を達成することが出来ました。

田の植付け終了をまっけて現地調査をすることになっておりますので更に一段の御協力程お願い致します。

心身障害者扶養

共済制度について

て

第六二臨時国会で成立し昭和四十四年十二月十日法律第八九号で公布施行されました

一、制度の趣旨

二、制度の対象範囲

三、加入資格

心身障害者の保護者(配偶者、父母、兄弟、姉妹、祖母又はその他の親族)であるもの。

加入期間が一年以上の加入者で死亡前に扶養する心身障害者が死亡したとき一時

加入時に次の要件に該当し現に扶養しているもの。

1、県内に住所を有すること。

2、四五才未満であること

3、特別の疾病又は障碍のない方が対象となる。

4、掛金

1 基本額(一ヶ月分) 三五才未満 一、〇〇〇円

三五才以上四五才未満 一、三〇〇円

四五才以上 一、五〇〇円

2、減免措置

掛金納入困難と認められる者に対し年令区分に応じて掛金の一部。

(イ)生活扶助受給世帯 七〇%

(ロ)町民税免除世帯 五〇%

(ハ)町民税均等割世帯 三〇%

五、年金の給付

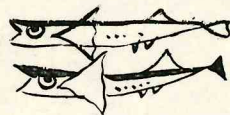
加入者が死亡又は廃疾となつたとき、その者が扶養していた心身障害者又は年金管理者(加入者は扶養する障害者が年金を受領し管理する者をあらかじめ指定する)に月額二万円の年金を支給。

六、弔慰金の支給

加入期間が一年以上の加入者で死亡前に扶養する心身障害者が死亡したとき一時

金として二万円の弔慰金を支給する。

その他細部については役場住民課へ問合せ下さい。



鮎の採捕と放流

熊川漁協

熊川に遡上する稚鮎は約三百万と云われているが、川の長さや水量のため三五万匹程度しか生育しないと云はれている。

稚鮎は三月中旬から六月末迄遡上するが、五月中旬迄に上つたものが生育し、その後のものは弱体で小さい。

しかしこれらのものは六月中には百万匹以上が川口に集まると云はれている。

組合では現在遡上しているものを町内の河川に放流、一部を試験的に養殖する目的で採捕しているのが本年は熊川水系の全域にわたり鮎の棲息が見られよう。

密漁と河川の汚濁のないよう町民全てが注意していただきたい。

### お知らせ

#### ▼出産手当支給制度

四十五年四月一日、福島県出産手当支給条例及び施行規則交付、同日施行。

##### 1、趣旨

第四子以上の子を出産した者に出産手当を支給する。

##### 2、手当の支給

日本国籍を有し第四子以上を出産したもので出産時次の要件に該当する人。

(イ) 現に生存する三人以上の子を生んだこと。

(ロ) 出産日までに引き続き三ヶ月以上福島県内区域に住所を有すること。

##### 3、手当の額

一児につき三千元。

##### 4、支給の期日

手当は出産した日の属する月の翌月の末日までに支給する。

四十五年四月一日以降第四子以上を生んだ方は住民課の窓口に出して下さい。

#### ▼五年々金加入の申込みは六月三十日までです

国民年金に、五年間かけ金を納めれば老令年金が受けられるという、いわゆる高令者のための五年々金制度があります。

この五年々金制度への加入申込みは、今年の五月三十日で締切られ、その後は希望しても加入できません。年金を受ける機会がなくなりますから加入できる人まで

だ加入の手続きがすんでいない方は急いで役場加入の申込みをして下さい。  
五年々金制度に加入できる方は次の要件を備えている人です。

1 明治39年4月2日〜明治44年4月1日までに生れた方。

2 かつて国民年金の被保険者とならなかった方。

3 加入の際、他の年金制度の被保険者や組合員でないこと。

4 他の年金制度から、老令(退職)年金、通算老令(通算退職)年金、普通恩給を受けていないかまたは受ける資格期間を満たしていない人であること。

となっておりません。

#### ▽国民年金のかけ金を納められない方へ

国民年金は毎月のかけ金を納めるのが建前ですが家計が苦しかったり、失業や災害などで納められない人について年金が受けられるように免除制度があります。

##### ◇法定免除

国民年金の障害年金や母子

福祉年金、生活扶助などを受けているとき、らい療養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

##### ◇申請免除

(イ)原則として申請したときからその年度末まで免除される。

(ロ)本人や、その家族の所得によって認められるもので毎年度五月末日までに申請する。

(ハ)かけ金の免除が認められると免除された期間は年金を受ける資格期間に算入されるが、そのままかけ金を納めていないと年金をつける資格期間にはならない。

(ニ)免除された場合でもかけ金を納めた人にくらべると老令年金の場合受ける年金額に差が出る。

(ホ)現在免除されておられる方も今年新たに手続きを必要とするので、かけ金の納められない方は印かん持参役場年金係までおいで下さい。

(ヘ)五年年金に加入されている方は申請免除の対象になりません。

#### 年少就職者相談室の利用方について

楽しかった学校生活とも別れ、実社会に飛び立たれた皆さん、就職お目出度うございます。

学窓を巣立ち実社会に仲間入りした皆さんは、初めて実社会の厳しさがわかりかけた頃かと思いますが、何事も根気強くしんぼつすることが大切です。

もし職場のこと、寮のこと友だちのこと、その他なんでも不満や悩みなどがあるときは自分だけで悩んでいないで信頼出来る人によく相談して解決することが大切です。

なかには無断でやめてしまつ人もありますが決してよい結果にはなりません。

このようなときの、よい相談相手として、職業安定所では「年少就職者相談室」を設置し専門の相談員が相談に応じておこなっております。

また事業主の方でも就職者の職場適応等に関する相談にも応じ定着の指導にあたることになっておりますので是非気軽にご利用下さい。

##### (富岡公共職業安定所)

#### 日本放送協会放送受信料の免除基準

について

放送受信料免除基準の一部

改正がありましたので関係部分を抜すいしてお知らせいたします。

一、全額免除の場合  
(1)生活困窮者 生活保護法に規定する扶助を受けている者

(2)貧困な身体障害者 身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯で町長が貧困と認める場合

(3)町民税非課税の重度の精神薄弱者 所得税法に鑑定する特別障害者のうち鑑定医などにより重度の精神薄弱者と判定された者を構成員に有する世帯で、かつその世帯を構成するすべての者が町民税非課税の場合

##### 二、半額免除の場合

(1)視覚聴覚障害者 身体障害者手帳を所持する視覚聴覚障害者で世帯主である者

(2)重度の肢体不自由者 身体障害者手帳を所持する者のうち障害等級一級または二級に該当する世帯主の場合

(3)重度の戦傷病者 戦傷病者手帳を所持する者のうち特別項症から第一款に相当する重度の戦傷病者で世帯主にある者

以上に該当する方は全額又は半額免除されることになっております。(住民課)

# 1,000町歩の 地籍調査

## 昭和四十五年度に実施

大熊町は、昭和四十三年度より国土調査法により、町全域にわたる地籍調査を進めておられます。

過去二、三年に関係者各位の深い御理解御協力により一〇・三平方キロメートル(約千三十町歩)の地域に亘り順調に作業をいたしております。

本年も引続き実施(別図地域)いたしますので関係地域の方々の御協力をお願いいたします。

この調査は、皆さんの土地所有のもととなっている「土地台帳」、「字限図」が、明治初期、測量技術の幼稚な時に作られ、大へん古くなっております。しかも不正確で、色々な面で不都合なため新しい測量方法によって正確な台帳と図面を整備する事です。

この仕事は五段階に大別して作業が進められます。

- (1) 測量の基準となる点をきめ、必要な個所にコンクリート又は木の杭を埋めます。
- (2) 次にその区域の中を一筆毎の境をたしかめるため調査員がみなさんの案内により所有地を調査いた

します。

(3) 測量班が(1)で埋めた杭を基準にして細かい土地の境を測量し図面にあらわします。

(4) その土地の面積を一筆ごと計算します。

(5) これにより地籍簿(台帳)を作ります。

この調査によって皆さんの土地が、正しい位置、形、地番、地目、面積が明らかにされるのであります。

そこで皆さんにお願いしたいのは、

- (1) 土地の境界(地目ごと)に杭を打っていただくこと。
- (2) 山や原野などで、雑木や笹の葉などが密生している境界線は早目に刈払をして、境界を明らかにしていただく。
- (3) 農道や水路など市員の一定していないものはなるべく関係者で話合って一定していただく。
- (4) 売買や相続などの登記の終っていない土地は早急に登記をする。
- (5) すでに返済している抵当権は解除しておく。

以上の事柄です。

役場の係や測量会社が現場に入る前に説明会を開きますのでその折は必ず出席して下さい。

なお今後の回覧、通知御留意下さるようお願いいたします。

番号大字	小字	番号大字	小字	番号大字	小字	番号大字	小字
①	矢 沢・喰 津 沢	⑬	小入野・梨 木 平	⑲	下野上・鮒 鈴 谷	⑲	下野上・鮒 鈴 谷
②	和 尚 前	⑭	飯 越 坂	⑳	中 大 和 久	⑳	中 大 和 久
③	金 鶴 谷	⑮	北 沢 森	㉑	唐 谷 地	㉑	唐 谷 地
④	南 原 前	⑯	頭 荒 南	㉒	大 桐 南	㉒	大 桐 南
⑤	北 原 前	⑰	荒 南 野	㉓	南 大 和 久	㉓	南 大 和 久
⑥	小入野・北 日 宮 広 西 橋	⑱	南 野 南				
⑦	日 宮 広 西 橋						
⑧	日 宮 広 西 橋						
⑨	日 宮 広 西 橋						
⑩	日 宮 広 西 橋						
⑪	日 宮 広 西 橋						

### 昭和45年度地籍調査実施地域

